

高速自動車国道等において、大型自動二輪車等の 二人乗り運転を予定しているライダーの方へ

<運転免許証裏面への「高速二人乗り可」の記載について>

平成17年4月1日から高速道路等（高速自動車国道及び自動車専用道路）において、大型自動二輪車等（大型自動二輪車又は普通自動二輪車(125cc超)）の二人乗り運転ができます。（都内の首都高速道路では、一部区間で二人乗り通行禁止規制がされています。）

警視庁では、4月1日以降、**高速道路等において二人乗り運転をされている方を対象として警察官が二人乗り運転ができる方かどうか免許証を確認させていただく場合があります。**（確認には時間がかかることがあります。）

この確認作業をスムーズに行うため、高速道路等における二人乗り運転ができる方を対象にして事前に各警察署等において、運転免許証裏面（備考欄）に高速道路等における二人乗り運転ができることを表す「高速二人乗り可」と記載することとしましたので、希望される方はお申出ください。

なお、本手続きは、義務ではありません。また、手数料もかかりません。

記

受付場所

府中・鮫洲・江東の各試験場、新宿・神田の各運転免許センター、都内各警察署

受付時間

平日の午前8時30分から午後4時30分までの間

（平日の上記以外の時間帯、土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始(12/29~1/3)は受付していません。）

申出のできる方

次のいずれにも該当する方が対象です。

平成17年3月31日以前の日に大型二輪免許又は普通二輪免許の交付を受けた方

年齢が20歳以上で、大型二輪免許、普通二輪免許又は外国の二輪免許を受けていた期間（経験年数）が3年以上の方

- ・ 運転免許の効力停止中の期間は、経験年数に含まれません。
- ・ 今お持ちの大型二輪免許又は普通二輪免許を取得する前6か月以内に、大型二輪免許又は普通二輪免許若しくは外国の二輪免許を受けていたことがある場合、それらの免許を受けていた期間は、経験年数に含まれます。

なお、以下のような方は、確認に時間がかかることが予想されますので、事前の申出にご協力をお願いします。

- ・ 二輪免許の初心運転者取消処分を受けたことがある方
- ・ 外国の二輪免許から日本の二輪免許に切替えた方
- ・ 運転免許の停止処分等を受けたことがある方

問い合わせ先

警視庁 運転免許本部 免許管理課

電話 042-362-3591